

令和06年度 第4回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和07年03月07日 午後01時30分～午後03時30分

開催場所 愛宕警察署 講堂
出席者 協議会委員 9名
署長ほか 5名

内容

会議に先立ち、交通課長、交通課長代理、刑事組織犯罪対策課長代理の出席について、各委員から承認を得た。

[業務説明]

- 協議会からの意見要望の取組結果について
- 1 暴力団の活動等について
 - (1) 暴力団は新橋地区でみかじめ料を徴収しているのか。
【回答】月に1回程度、新橋地区の飲食店等を巡回し、暴力団がみかじめ料を徴収していないか確認している。
 - (2) 暴力団の事務所に看板は掲げられているのか。
【回答】看板等を掲示することは法律で禁止されているため、暴力団事務所に看板は掲げていない。
 - (3) 暴力団の事務所の所在地は公表されているのか。
【回答】指定暴力団のうち、一次団体の本部事務所については官報により公示されているが、二次団体以降は公表されていない。
 - (4) 暴力団員はどのくらいの頻度で事務所に入出入りしているのか。
【回答】一次団体の本部事務所は交代制で24時間、365日、1名から5名程度の組員が当番に就き、事務所の警戒を行っている。
二次団体以下の本部事務所は組員が常駐しているところもあれば、会合等以外に一切使用しないところもある。
 - 2 暴力団対策について
 - (1) 暴力団として認定されていない不良グループを取り締まることはできないのか。
【回答】暴対法の対象となるのは指定暴力団であるため、匿名・流動型犯罪グループや準暴力団には暴対法を適用できないが、あらゆる法令を駆使して徹底した取締りを行っている。
 - (2) 子供がSNS等を通じて暴力団員と接触することがないように、民間企業とタイアップした対策を講じてはどうか。
【回答】
ア 警視庁では民間企業と協定を締結し、小学生から高校生を対象とした情報モラル教育(「TOKYOネット教室」)を進めている。
イ 愛宕署では「TOKYOネット教室」の一環として、協定を締結した企業の講師を管内の小学校に招致し、セーフティ講話を実施した。
 - (3) 相手が暴力団と知らずに仕事を請け負ってしまった場合に罰則等はあるのか。
【回答】
ア 相手が暴力団員との認識がなければ罰則の対象とならないが、相手が暴力団員であることを認識しつつ、暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資する仕事を請け負った場合、「勧告」「公表」「命令」という段階的な行政措置の対象となり、命令に違反した場合は罰則もある。
イ 事業者が勧告を受ける前に自ら公安委員会に申告し、再び利益供与をしないことを誓約した場合は適用除外となり、行政措置の対象にならない。
ウ 請け負った仕事が法律上の義務であるなど正当な理由がある場合も行政措置の対象にならない。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 交通事故発生状況について
 - ア 過去5年間の交通事故発生状況(愛宕署管内)
 - イ 令和6年中の交通人身事故発生状況(警視庁、愛宕署管内)
 - ウ 管内で発生する交通事故の傾向
 - (2) 主な交通規制業務について
 - ア 道路標識及び道路標示に関すること
 - イ 信号機による交通規制に関すること
 - ウ 道路工事又は作業に伴う道路使用に関すること

- エ 公共交通（バス、電車等）に関する事
- オ 警備に係る交通規制・対策に関する事
- カ 災害に係る交通規制・対策に関する事
- (3) 令和6年中の愛宕署交通規制係窓口取扱件数について
- (4) 交通規制表示等について
- (5) 愛宕署管内の交通規制見直しについて
- (6) 築地虎ノ門トンネル内における二輪車単独交通事故の発生状況について
 - ア 発生状況（令和5年～6年）
 - イ 事故抑止対策
- (7) 交通対策について
 - ア マラソン等の交通対策
 - イ 祭礼等の交通対策
 - ウ 東京2025デフリンピックの交通対策
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 自転車のナビライン上で荷下ろしをするトラックを避けるために自転車が車道に膨らんで走行したり、歩道を走行したりしており、自転車も歩行者も危険である。
 - (2) 13歳未満の子供と70歳以上の高齢者は自転車で歩道を通行することができるということを周知してほしい。
 - (3) 子供を乗せた自転車が車道を走行しているのを見かけるが、車道を走らなければならないのか。
 - (4) 自転車歩道通行可の標識を撤去した理由を教えてほしい。
 - (5) ヘルメットを被らずにモベットと思われる車両を運転している者を見かけるのでモベットの指導取締りを徹底してほしい。
 - (6) 第一京浜に多数の観光バスが停車しており、特に土日が多い。客待ちの観光バスを取り締まることはできないのか。

[その他の意見要望等]

芝大神宮のお祭りの御神輿は、次に担ぐ者が御神輿を追従して担ぎ手を交代しているところ、警備に従事していた警察官が次に御神輿を担ぐ者に歩道を歩くよう指示したため、トラブルになっていた。
事前に主催者と綿密な打ち合わせをするべきではないか。

その他	任期満了の委員に対し、感謝状と記念品を贈呈した。
-----	--------------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第3回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年12月04日 午後01時30分～午後03時00分

開催場所	愛宕警察署 講堂	出席者	協議会委員 6名 署長ほか 5名
------	----------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、警備課長、刑事組織犯罪対策課長、刑事組織犯罪対策課長代理の出席につき各委員から承認を得た。

[業務説明]

- 前回会議での意見要望等に対する回答
- 1 発災時の情報発信等について
 - (1) 警察による情報発信
 - ア 発災直後は緊急自動車専用路の確保等に組織力を傾注するため、情報発信まで力が及ばない場合もある。
 - イ 「港区ポータルサイト」は、災害時、自動的に災害モードに切り替わり、被害情報等を確認できる。
 - (2) 大雨・洪水の「警戒レベル5」

行政法上の「命令」には当たらないが、緊急安全確保の段階を示し、既に安全な避難ができず命が危険な状況であるため、命を守るための行動が必要である。
 - (3) 災害時の110番通報
 - ア NTT基地局の稼働中は電話が集中し、つながりづらくなる。
 - イ 基地局が停止すれば、電話自体が使えなくなる。
 - ウ 災害時は、優先電話である公衆電話も一般電話同様につながりにくくなる。
 - 2 訓練、装備、施設等について
 - (1) 消防との連携

当署は、消防の指導のもと自動体外式除細動器（AED）操作等、救命措置訓練などに取り組んでいる。
 - (2) 非常持出袋
 - ア 地震をはじめ急な災害の後に、安全かつ快適に過ごすための備え
 - イ 性別、年齢、持病等で必需品は異なり、備蓄用と持ち歩き用に分けて準備
 - (3) 庁舎の建替え

警察署の建替えは警視庁本部が主管し、現在まで愛宕署の建替え予定はない。
 - 3 法改正による大麻使用罪の適用について

改正法の施行日である本年12月12日以降、「大麻等の使用罪」が新たに処罰の対象（法定刑：7年以下の懲役）となる。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容

暴力団排除対策について

 - (1) 暴力団組織等の現状
 - ア 六代目山口組分裂をめぐる情勢
 - イ 全国の暴力団構成員等の推移
 - ウ 準暴力団、犯罪集団
 - エ 管内の暴力団組織
 - (2) 当署の暴力団排除対策
 - ア 暴力団構成員の検挙状況
 - イ 暴力団弱体化に向けた各種対策
 - (ア) 暴力団排除ローラー作戦

新橋地区の企業等を訪問して注意喚起
 - (イ) 暴力団排除啓発活動

関係機関と連携し暴力団排除講話等を実施
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 暴力団の活動等について
 - ア 暴力団は新橋地区でみかじめ料を徴収しているのか。
 - イ 暴力団の事務所について
 - (ア) 看板は掲げられているのか。
 - (イ) 所在地を公表しているのか。
 - (ウ) 暴力団員は週に何回くらい事務所に入出入りしているのか。

(2) 暴力団対策について

ア 暴力団として認定されていない不良グループも、暴力団対策法等で取り締まることはできないか。

イ 子供がSNS等を通じて知らぬ間に暴力団員と接触することがないように、民間企業とタイアップした対策を講じてはどうか。

ウ 相手が暴力団と知らずに仕事を請け負ってしまった場合に罰則等はあるのか。

[その他の意見要望等]

なし

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第2回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年09月02日 午後01時40分～午後03時40分

開催場所 愛宕警察署 講堂
出席者 協議会委員 8名
署長ほか 4名

内 容

会議に先立ち、警備課長、生活安全課長の出席につき各委員から承認を得た。

[業務説明]

- 前回会議における意見要望に対する回答
- 1 少年、薬物に関する意見等
 - (1) 少年犯罪件数の減少と少年人口の減少率の関係
 - ア 都内の20歳未満の人口(昭和60年と令和5年)
 - イ 非行少年の推移
 - ウ 上記ア、イの比較(グラフで表示)
 少年犯罪の件数は、少年人口の減少率を大きく上回る割合で減少
 - (2) 愛宕署管内における少年補導
 - ア 過去3年間の都内と愛宕署の補導件数(グラフで表示)
 - イ 都内と愛宕署の補導種別
 - (3) 愛宕署管内における暴走族の把握状況
 - ア 現在、暴走族の把握はない。
 - イ 管内における暴走情報に関する110番入電状況
 - (4) 大麻使用罪の適用開始時期
 - ア 「公布日(昨年12月13日)から1年を超えない日」で具体的には未定
 - イ 見通しが立ち次第、協議会の場で報告する。
 - 2 交通安全に関する意見等
 - (1) 大人に対する交通ルールの発信
 - ア 企業に対する交通安全講話
東京ガスにおける「安全運転管理者に対する講演」
 - イ 管内各所での交通安全キャンペーン
(ア)東京タワー「子供SAFETY ACTION キャンペーン」
(イ)ゆりかもめ新橋駅「愛宕SAFETY ACTION キャンペーン」
 - ウ 今後の実施予定
秋の全国交通安全運動でも更に推進
 - (2) 自転車安全に走行できる対策(愛宕二丁目交差点の自転車ナビライン設置)
 - ア 現在、交差点の区道側にはナビラインが設置されているが、都道側にはない。
 - イ 都道側にもナビラインの設置を依頼し、今年中に設置できる見込み

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
「災害対策」について
 - (1) 災害に強い街づくり
 - ア 「自助」自らの生命は自らが守る
 - イ 「共助」自分たちの街は自分たちで守る
 - ウ 「公助」行政機関による救助・救護活動
 - (2) 災害発生時の警察署の対応
 - ア 被害実態の把握及び各種情報の収集
 - イ 交通規制の実施
 - ウ 被災者の救出救助
 - エ 被災者の避難誘導
 - オ 行方不明者の捜索及び調査
 - カ 死体の調査等及び検視
 - キ 公共の安全と秩序の維持
 - (3) 各種訓練の実施
 - ア 署員による訓練
(ア)震災警備総合訓練
(イ)緊急自動車専用路確保訓練
(ウ)非常用電源装置稼働訓練
 - イ 合同訓練等

- (ア) 近隣署との合同救出救助訓練
- (イ) 警視庁本部との合同救出救助訓練
- (ウ) 自治会における防災訓練
- (4) 各種災害への対策
 - ア 大雨や台風から身を守るために
 - (ア) 普段の備え
 - (イ) 避難レベル
 - (ウ) 台風が接近してきたら
 - イ 富士山噴火への備え
 - (ア) 火山灰の性質
 - (イ) 降灰堆積予想
 - (ウ) 基本的な対策
- (5) 施設・資機材の備え
 - ア 警察機能の維持
 - (ア) 非常用発電装置の設置
 - (イ) 非常用警備食料等の分散
 - (ウ) 代替施設の確保
 - イ 各種災害警備資機材
 - ウ 簡易スリッパ・リュックの作り方
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 自助、共助の大切さを認識した。
 - (2) 発災時の情報発信等について
 - ア 出所不明のSNS等の情報は信用できないので、警察から管内の詳しい情報を発信してほしい。
 - イ 大雨・洪水の「警戒レベル5」は命令に当たるのか。
 - ウ 災害時にも110番は通じるのか。
 - (3) 訓練・施設・資材等について
 - ア 消防と合同に訓練は実施しているのか。
 - イ 庁舎が老朽化しているので、代替施設の準備よりも警察署の建て替えが必要ではないか。
 - ウ 非常持出袋は、どのような状況を想定したものなのか。

[その他の意見要望等]

なし

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和06年度 第1回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年06月12日 午後01時30分～午後03時30分

開催場所 愛宕警察署 講堂
出席者 協議会委員 8名
署長ほか 4名

内容

会議に先立ち、生活安全課長、地域課長の出席につき、各委員から承認を得た。

[業務説明]

前回会議における意見要望に対する回答

- 1 交番の管轄地域と勤務員の受持区
 - (1) 交番の管轄地域
 - ア 愛宕警察署の各交番の管轄地域（地図で示して説明）
 - イ 事件事故の対応
 - (ア) 原則として、管轄する交番の勤務員が取り扱う。
 - (イ) 対応できない場合、他の交番勤務員やパトカー勤務員が取り扱う。
 - (ウ) 事案や相談があれば、管轄に関わらず、近くの交番で受け付ける。
 - (2) 受持区と巡回連絡
 - ア 各勤務員がそれぞれ受持区を担当し、巡回連絡を実施
 - イ 巡回連絡カード
 - (ア) 活用方法や保管状況
 - (イ) 内容を他人に教示することはない。
- 2 警察官不在時の交番について
 - (1) 交番相談員の効果的な配置
 - ア 110番の取扱いやパトロールによる警察官の不在
 - イ 交番相談員の効率的配置による不在解消
 - (2) 勤務員不在時のための交番の電話
 - ア 受話器を上げれば、自動的に署の指令台と通話可能
 - イ 電話で対応できない場合は近くの警察官が交番に向かう。
 - ウ 事件・事故の場合は、110番していただきたい。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 少年を取り巻く環境について
 - (1) 少年犯罪の現状
 - ア 検挙状況（過去5年の推移）
 - イ 過去（昭和期）の検挙状況
 - ウ 最近の少年に関する問題
 - (ア) 闇バイト
 - (イ) 若者への大麻の蔓延
 - (ウ) トー横キッズ
 - (2) 当署管内での取扱い
 - ア 児童福祉法違反（児童を風俗営業に従事させた事例）
 - イ 大麻取締法違反（大麻所持）
 - ウ 客引き、置き引き（15歳少年による犯行）
 - (3) 地域に根ざした活動
 - ア 学校、地域、区との連携
 - (ア) 通学路警戒の実施
 近年の隣接県で発生した事件・事故を念頭に置いた対策
 - (イ) 通学路の安全点検
 当署員と学校関係者（御成門学園小学校、芝地区総合所員、PTA等）が、学校周辺の道路事情や環境変化、死角等を確認
 - (ウ) 不審者対応訓練の実施
 御成門学園中学校、汐留サーノ保育園での、刺股を使用した訓練
 - (エ) 関係機関との連携を強化する体制
 港区では
 - ・ 要保護児童等対策地域協議会
 - ・ 青少年問題協議会
 - ・ 児童虐待防止対策会議

- ・ ヤングケアラー支援体制検討会
等が定期的開催され、各機関の緊密な関係が構築されている。
- イ スクールサポーターの活動
 - (ア) 各種警戒活動
 - ・ 登下校時の通学路警戒
 - ・ 学校や学童施設への立寄り警戒
 - ・ 学校の各種行事における警戒活動
 - (イ) セーフティー教室の定期的実施
- ウ 少年補導員との協働
 - (ア) 新橋駅周辺のカラオケボックスやゲームセンターの見回り活動
 - (イ) 秋葉原等での補導
 - 月に1度、大森少年センターが主催する補導活動に参加
- エ 健全育成活動の推進
 - (ア) 母の会主催の各種活動
 - ・ 田植え体験、苺狩り、さつま芋苗植えを実施
 - ・ 今後も、どじょうすくい、ラジオ体操、クリスマス会等を実施予定
 - (イ) 少年柔剣道
 - ・ 当署の柔道・剣道助教がそれぞれ週2回指導
 - ・ 東京少年柔剣道錬成大会に参加予定
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 子供の数が減っているため、過去の少年犯罪の件数と比較する場合は、少年人口の減少率を考慮してほしい。
 - (2) 新橋に少年が集まって遊ぶイメージはないが、補導件数はどのくらいなのか。
 - (3) 大麻はSNS等を介してファッション感覚で広まっているようだが、法改正による大麻の使用罪適用は、いつから始まるのか。
 - (4) 増上寺前を暴走族のような集団が走行しているところ、愛宕署の把握状況を教えてほしい。

[その他の意見要望等]

交通安全対策について

- 1 子供は大人の真似をするので、大人に対して交通ルールを発信してほしい。
- 2 御成門学園付近の歩道橋のある交差点を自転車で通行する時、車両の通行量が多く恐怖を感じるため、ナビラインの設置等、自転車が安全に走行できるような対策を講じてほしい。

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和05年度 第4回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和06年03月07日 午後03時00分～午後04時30分

開催場所	愛宕警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 4名
------	----------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、生活安全課長、地域課長の出席について各委員から承認を得た。

[業務説明]

- 1 前回会議で出された意見要望に対する回答
 - (1) 道路不正使用への対応
 - ア 指導警告・取締りの強化
 - (ア) 店先にテーブルを出し営業する店舗に対する取締り強化
 - (イ) 指示に従わず不正使用を繰り返す店舗について積極的に事件化
 - (ウ) 警告及び誓約書の徴収等
 - ・ 令和5年中、現場で342件の誓約書を徴収
 - ・ 13店舗は当署に呼び出して警告
 - イ 関係機関との連携
 - (ア) みなと保健所が食品衛生法に基づく立入りを実施
 - (イ) 港区が「道路不法占用等巡回指導員」を令和6年4月1日から新たに設け、パトロールを強化
 - (2) 悪質な客引き、ぼったくり店への対策
 - ア 会社員等に対する飲酒時の注意喚起
 - (ア) 経営者対象の研修会において、盛り場の現状、悪質な客引きの実態等を説明し、社員教育を依頼
 - (イ) 企業への防犯講話に、悪質な客引きへの注意喚起を実施
 - (ウ) 新橋駅前S1広場周辺のデジタルサイネージで、当庁が作成した悪質な客引きに対する注意喚起映像を放映
 - イ 制服の「お巡りさん」によるパトロール強化
 - (ア) 昨年12月22日の「盛り場等一斉警戒」で、機動隊員が新橋地区に配置され、110番通報減少等の効果
 - (イ) 機動隊を頻繁に要請することは難しいので、夜間帯は新橋駅前交番に人員を集中させるなどパトロールを強化
 - (ウ) 今後も積極的に機動隊、自動車警ら隊等の応援要請を継続
 - (3) 悪質なぼったくり店等への対応の実態
 - ア 110番通報で認知した場合

生活安全課員が必ず店舗に立入りを実施し、違反に対して指導、警告、改善命令を実施
 - イ 特に悪質な店舗への対応

110番通報の多い店舗は不定期に立ち入りを行い、積極的な事件化、営業停止処分等の申請を実施
 - (4) 相談窓口について
 - ア 被害に遭った場合

迷わず110番通報するか、警察署や交番に駆け込んでいただきたい。
 - イ 110番通報がためらわれる場合

被害が後日判明した場合など「110番しづらい」ときは「#9110」に掛けていただきたい。
 - ウ 警察署の相談窓口
 - (ア) 相談内容により、刑事課又は生活安全課が対応する。
 - (イ) 「9110」からも各課を案内する。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
 - (1) 管内概要
 - (2) 地域警察官の業務
 - ア 管内のパトロール活動
 - イ 交通違反の指導、取締り等
 - ウ 受持区の巡回連絡
 - エ 110番の対応

- (3) 管内の各交番
 - ア 浜松町交番
 - イ 大門交番
 - ウ 東京タワー前交番
 - エ 竹芝交番
 - オ 新橋駅前交番
 - カ 東新橋交番
 - キ 新橋三丁目交番
 - ク 虎ノ門交番
- (4) 110番の入電状況
 - ア 入電件数
 - イ 事案種別
- (5) 拾得物の取扱状況
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 巡回連絡について
 - ア 交番に管轄地域があることを初めて知った。
 - イ 受持の警察官は、どこに誰が住んでいるのか把握しているのか。
 - ウ 個人、法人、暴力団等の情報について提供することはあるのか。
 - (2) 交番、110番について
 - ア お巡りさんがいることで安心感が生まれ、子供の教育上も意義深いので、交番にはいつも警察官がいてほしい。
 - イ 交番の警察官不在時のための電話は掛けてよいものか迷う。
 - ウ 高速道路のサービスエリアやパーキングエリアにも交番があればいいと思う。
 - エ 110番は敷居が高く、どんなときに110番してよいのか分からない。

[その他の意見要望等]

なし

その他	会議前に警視庁交通管制センターを視察
-----	--------------------

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和05年度 第3回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和05年12月11日 午後01時30分～午後03時00分

開催場所	愛宕警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 3名
------	----------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、生活安全課長の出席について各委員から承認を得た。

[業務説明]

前回会議での意見要望等に対する回答

- 1 会議で配付し好評を得た電動キックボードのパンフレットについて
 - (1) 入手可能場所
 - ア 当署に約150部の在庫があり、1階交通総務係の窓口で配布している。
 - イ QRコード付きの立て看板を設置して、情報発信している。
 - (2) QRコードの積極的活用

パンフレットのQRコードから警視庁ウェブサイトを見ると更にわかりやすいので、今後も各種キャンペーンにおいてQRコード積極的に活用していく。
- 2 ペダル付原動機付自転車（モペット）について
 - (1) 車両の定義等
 - ア 警察も一見して判別するのは難しいため、一旦停止を求め、スロットルの有無や、ペダルをこがなくても自走できるかを確認し、取締りを行っている。
 - イ 一般に販売されているモペットは数百種類以上あると言われ、警察においても順次更新して把握に努めている。
 - (2) 取締り強化
 - ア 当署では、本部と合同で取締りを実施し、10月と11月に、外国人各1名を取り締まった。
 - イ 12月以降も定期的に取り締りを行う予定である。
- 3 路上パーキングメーター以外の駐車場所確保について
 - (1) 管内は路上パーキングメーター設置箇所が非常に多いところ、今後、日比谷通りに自転車専用通行帯の設置を検討している。
 - (2) 路上パーキングメーターの撤去後、自転車ナビマーク・ナビラインを設置し、歩行者及び自転車の安全な通行の実現を目指している。
 - (3) 存続するパーキングメーター（69台）及び時間貸しの路外駐車場（83台）を利用していきたい。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容「新橋盛り場対策」について
 - (1) 悪質な客引きの取締り
 - ア 新橋地区の現状
 - イ 中国人女性による客引きの状況
 - ウ 捜査体制及び取締り結果
 - (2) 道路不正使用の取締り
 - ア 新橋地区環境浄化対策
 - イ 道路不正使用店舗に対する巡回指導
 - ウ 道路不正使用に対する今後の対応
 - (3) 盛り場対策の推進
 - ア 警察の取締り及び警ら活動
 - イ 官民合同による新橋地区パトロール
 - ウ 各種広報啓発活動
 - (ア) 行政や住民と協働した広報啓発
 - (イ) 一日警察署長を迎えてのキャンペーン
 - ・ 盛り場地区特別警戒キャンペーン（黒谷友香さん）
 - ・ 盛り場対策キャンペーン（那須川天心さん）
 - (4) 今後の取組
 - ア 見せる警戒
 - イ 客引きに対する取締り
 - ウ コンビニ店等に対する110番通報依頼
 - (ア) 酒に酔った客によるトラブル発生時

- (イ) 不審なATM操作の発見時
- 2 警察署協議会からの意見要望等
 - (1) 道路不正使用への対応
町会も困っているのので、罰則付きの条例制定に向けて、地区選出の議員等に働き掛け、取締りを可能にしてはどうか。
 - (2) 悪質な客引き、ぼったくり店に関する要望
 - ア 会社等に対して、飲酒する社員への注意喚起を依頼してほしい。
 - イ 制服を着た「お巡りさん」のパトロールを強化してほしい。
 - ウ 悪質なぼったくり店等について、把握している実態を教えてください。
 - エ 相談窓口について
 - (ア) 被害に遭った際の相談先を教えてください。
 - (イ) 警察に相談窓口を設置してほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和05年度 第2回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和05年09月15日 午後01時30分～午後03時30分

開催場所 愛宕警察署 講堂
出席者 協議会委員 8名
署長ほか 3名

内容

会議に先立ち、交通課長の出席につき、各委員から承認を得た。

[業務説明]

- 前回会議で出された意見要望に対する回答
- 1 港区土のうステーションの説明を受けたが、土のうは、いつ、どのように使えばよいのか。
【回答】港区浸水ハザードマップを配付し、土のうの使用方法、土のうに替わる「水のう」の作り方及び自宅にある日用品を使った止水方法について説明した。
 - 2 自助の面で、何をどのくらい備えるべきかなど、身近に助言してくれる人がいてほしい。共助では、近隣の人同士が協力できるよう、警察が橋渡しをしてほしい。
【回答】・ 災害に対する備えとして、3日分の水と食料、懐中電灯、ラジオ等を非常持ち出し袋に備蓄しておく。
・ 防災に関する啓発活動として、港区が防災アドバイザーを派遣した学習会や講演会等を、愛宕署では、各種キャンペーンや巡回連絡等を通じた広報を実施している。
・ 警察署は、自治体や町会が催す防災訓練に参加することで、地域住民と顔の見える協力関係を築いている。
 - 3 帰宅難民者向けに、どこに何が有り、どこへ避難すればいいのか、交番などで発信してほしい。
【回答】・ 東京都や港区が指定する帰宅困難者受入施設のほか、民間企業と協定した施設を港区のホームページで確認することができる。
・ 各自治体は帰宅困難者対策として事業者に対し、発災時の従業員の自社待機、3日分の防災用品備蓄を呼び掛け、3日間の帰宅抑制を進めている。
 - 4 住民や企業が警察から情報を収集するのではなく、警察から積極的に、時代に即した内容の情報を発信してほしい。
【回答】・ 防災に関する情報は、警視庁のホームページや警察署、交番、巡回連絡、各種キャンペーン等を通じて発信している。
・ 地域の皆様にとって、更に分かりやすく、伝わりやすい発信に努める。
 - 5 住民用の備蓄食料等が足りているか、浸水危険場所の近くに土のうステーションが設置されているかなど、地域の特徴を把握して的確に対応できているのか。
【回答】・ 当署管内を含む芝地区は人口約4万人で、企業が多く、昼間人口は夜間の約9倍に及び、時間帯によっては帰宅困難者の大量発生が予想される。
・ 芝地区は東京湾に面する低地で、古川や荒川の氾濫による浸水被害、地震発生時の海岸周辺の液状化、津波による浸水等が予想される。
・ 自治体の長、関係機関、学識関係者等を集めた防災会議を開催し、食料や生活必需品の備蓄、給水拠点の設置、避難場所や医療救護体制の確保、民間企業との協定等、防災体制を整備している。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
「交通総合対策の推進」について
 - (1) 交通事故発生状況
 - (2) 交通事故防止対策
 - ア タクシーに対する交通事故防止対策
 - イ 自転車に対する交通事故防止対策
 - ウ 二輪車に対する交通事故防止対策
 - エ 子供に対する交通事故防止対策
 - (3) 新たなモビリティへの対策
 - ア 電動キックボード対策
 - イ ペダル付原動機付自転車(モペット)
 - (4) 全国交通安全運動
 - ア 春(5月)の実施結果
 - ウ 秋(今月)の実施計画

- (5) 駐車対策
 - ア 110番入電状況
 - イ 駐車監視員活動ガイドライン
 - (6) 最近の主な道路交通法改正点
 - ア 妨害運転罪（あおり運転に対する罰則）の新設
 - イ 一定の違反歴がある75歳以上の免許更新者に対する「運転技能検査」の受験義務付け
 - ウ 安全運転管理者に関する規程の整備
 - エ 自転車ヘルメットの着用努力義務
 - オ 電動キックボードに関する規程の整備
- 2 警察署協議会からの意見要望等
- (1) 配付した電動キックボードのパンフレット(道交法改正のポイント)について
 - ア とても分かりやすいので、どこでもらえるのか教えてほしい。
 - イ パンフレットのQRコードで警視庁ウェブサイトを見ると更に分かりやすいので、QRコードをもっといろいろな場所に掲示してほしい。
 - (2) ペダル付原動機付自転車（モペット）の車両定義がよく分からないので、もっと分かりやすく法整備して、しっかり取り締まってほしい。
 - (3) 歩車分離のため路上パーキングメーターを減らすことは、安全上理解できるが、駐車場所が減ると困るので、別の方法で駐車場所を確保してほしい。

[その他の意見要望等]

なし

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。

令和05年度 第1回 愛宕警察署協議会 議事概要

開催日時 令和05年06月09日 午後01時30分～午後05時00分

開催場所	愛宕警察署 講堂	出席者	協議会委員 8名 署長ほか 3名
------	----------	-----	---------------------

内 容

会議に先立ち、会長、副会長を互選した。
また、警備課長の出席について各委員から承認を得た。

[業務説明]

- 1 前回会議での意見要望に対する取組結果等
 - (1) 「港区役所等の行政機関と連携して放置自転車を減らせば、自転車盗の被害が減るのではないか」との意見について
 - ア 港区芝支所まちづくり課と連携し、新橋駅前所在の公営駐輪場に当署が作成したチラシを貼付した。
 - イ そのほか関係機関と連携した各種対策を実施した。
 - (2) 「自転車の盗難被害が多発していることを街の人にもっと周知すれば、自転車利用者の防犯意識が高まって施錠するのではないか」との意見について
 - ア 4月12日にSL広場、4月19日に芝税務署、5月20日に東京タワーで、それぞれキャンペーンを実施し、無施錠の自転車の盗難被害が増加中との広報活動を展開した。
 - イ 今後も「メールけいしちょう」をはじめ、あらゆる機会を通じて広報活動を実施していく。
 - (3) 「飲酒して自転車に乗れば飲酒運転に当たることをもっと注意喚起すれば、自転車で飲みに行く人が減り、事故も減るのではないか」との意見について
 - ア 3月2日、4月16日、5月12日に、それぞれ街頭において、ヘルメットの着用について広報した。
 - イ それに併せて、自転車の通行方法や飲酒運転の禁止等について注意喚起した。

[警察署の業務に関する意見等の聴取]

- 1 署長から協議会への説明内容
「大震災（風水害）をはじめとする各種災害警備対策の推進」について
 - (1) 災害に強い街づくり
 - ア 公助（行政機関による救助・救援活動）
 - イ 自助（自らの命は自らが守る）
 - ウ 共助（自分たちの街は自分たちで守る）
 - (2) 警察が行う災害警備とは
大震災、風水害、火山被害、大規模事故災害等
 - (3) 災害に対する警察署の対応
 - ア 被害実態の把握及び各種情報の収集
 - イ 交通規制の実施
 - ウ 被災者の救出救助
 - エ 被災者の避難誘導
 - オ 行方不明者の捜索及び調査
 - カ 死体の調査及び検視等
 - キ 公共の安全と秩序の維持
 - (4) 震災への対応訓練
震災警備総合訓練、交通対策（信号滅灯時の対応訓練）、非常用電源装置稼働訓練、救出救助訓練、自治会防災訓練等
 - (5) 災害時における協定の締結
迅速な警備活動を実施することを目的とした各事業者との協定締結
（災害用資機材、代替施設、水・食料等）
 - (6) 荒川流域大規模水害について
 - (7) ハザードマップ
 - (8) 警察機能の維持
 - (9) 災害警備資機材（本署中庭において委員に対する説明及び展示を実施）
止水板、簡易担架、簡易トイレ、牽引補助車、ゴムボート、土のう、膨張堰、排水ポンプ、チェーンソー、エンジンカッター
- 2 警察署協議会からの意見要望等

- (1) 自助の面では、何をどのくらい備えればいいのかなど、身近にアドバイスしてくれる人がいてほしい。共助の面では、近隣の人同士が協力できるように、警察が間に入って橋渡しをしてほしい。
- (2) 港区の土のうステーションについて、家庭で使用する場合の状況や使用方法等、より具体的に知りたい。
- (3) 災害発生時に帰宅難民となった人が、どこへ避難すればよいのか、どこに何があるのかなど、警察署や交番から積極的に情報発信してほしい。
- (4) 情報発信の際、スマートキーが普及した今、「車両使用中に避難する際は、車のキーを抜かずに避難して下さい」という注意喚起は時代遅れなので、アップデートが必要ではないか。
- (5) どのくらいの人が住んでいて何人分の食料等が必要なのか、浸水被害のおそれがある場所の近くに土のうステーションが設置されているかなど、地域の特徴を把握して、あらゆる災害被害に的確に対応できるよう検証する必要がある。

[その他の意見要望等]

なし

その他

詳細な会議録については、各警察署及び警視庁情報公開センターにおいて閲覧することができます。